

特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第44号

特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例（平成24年岩手県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第 1 条 この条例は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に規定する認定復興推進計画に定められた法第37条第 1 項に規定する特定復興産業集積区域（以下「特定復興産業集積区域」という。）の区域内において当該認定復興推進計画に定められた法第 2 条第 3 項第 2 号イ又はロに掲げる事業（以下「事業」という。）の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者に対する県税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。 （県税の課税免除） 第 2 条 特定復興産業集積区域の区域内において、法第 4 条第 9 項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、<u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）</u>第10条第 1 項、第10条の 5 第 1 項、第17条の 2 第 1 項又は第17条の 5 第 1 項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で<u>法第37条第 1 項又は第39条第 1 項に規定する指定事業者</u>に該当するものであって、認定日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に当該指定事業者として指定を受けたものに限る。）について、次の	（趣旨） 第 1 条 この条例は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に規定する認定復興推進計画に定められた<u>所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第12号）附則第96条の規定による改正前の法</u>（以下「旧法」という。）第37条第 1 項に規定する特定復興産業集積区域（以下「特定復興産業集積区域」という。）の区域内において当該認定復興推進計画に定められた法第 2 条第 3 項第 2 号イ又はロに掲げる事業（以下「事業」という。）の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者に対する県税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。 （県税の課税免除） 第 2 条 特定復興産業集積区域の区域内において、法第 4 条第 9 項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から令和 8 年 3 月 31 日 <u>（所得税法等の一部を改正する法律附則第72条第 1 項又は第80条第 1 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第11条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第10条第 1 項又は第17条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける場合</u>にあっては、令和10年 3 月 31 日）までの間に、<u>同法</u>第10条第 1 項、第10条の 5 第 1 項、第17条の 2 第 1 項又は第17条の 5 第 1 項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を

各号に掲げる県税のうち、当該各号に定める額の課税を免除する。 (1) 個人の事業税 対象施設等を事業の用に供した日の属する年以後5年以内の各年の所得金額のうち、その対象施設等に係るものとして<u>法</u>第43条の規定により定められた算定方法（以下「算定方法」という。）の例により計算した額に対して課する税額 (2)～(4) [略]	新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で<u>旧法</u>第37条第1項又は第39条第1項に規定する指定事業者に該当するものであって、認定日から令和8年3月31日までの間に当該指定事業者として指定を受けたものに限る。）について、次の各号に掲げる県税のうち、当該各号に定める額の課税を免除する。 (1) 個人の事業税 対象施設等を事業の用に供した日の属する年以後5年以内の各年の所得金額のうち、その対象施設等に係るものとして<u>旧法</u>第43条の規定により定められた算定方法（以下「算定方法」という。）の例により計算した額に対して課する税額 (2)～(4) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- 改正後の条例の規定により県税の課税免除の適用を受けようとする者については、この条例の施行前に改正後の条例第3条各号に定める期限を経過したもの又はこの条例の施行の日から起算して1月以内に当該期限が到来するものに限り、同条に規定する申請書の提出期限は、同日から起算して1月を経過した日とする。